

運営会議（旧 まちの課題整理プロジェクトチーム）における
課題整理状況
(第45回 全体会 資料)
2025/12/10

分冊⑦

【相談支援】

※課題No. 下の（　）内は課題提出年度

※提出された課題については、一定の改善がみられ、課題に関する施策内容がさっぽろ障がい者プランに掲載されたため、一旦協議会としての取組み終了。

◎令和6年3月に令和6年度からのさっぽろ障がい者プラン2024が策定された。その中の障がい者計画の基本施策5「自立・相談の支援」が示されており、相談支援事業の充実という取組みが記載されている。<https://www.city.sapporo.jp/shogai/fukushi/keikaku/>

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
7 (H24)	重複障がい（肢体不自由・知的障がい）をもつ方の通所先や入居先がなかなか見つからない。（東区7）	●障がい者施設・事業所のバリアフリー化を推進する。 ●現行の障害程度区分認定のしくみを見直す。 ●障がい程度区分認定調査員のスキルアップを図る。	<p>【課題整理済】 第6回まちの課題整理プロジェクトチームにて、重度の方を受け入れている事業所の調査や生活介護事業所等への聞き取り調査の必要性、重心を守る会による広報活動等を協議会を通じて広める等の話題が出た結果、第7回にて、札幌地区重症心身障害児（者）を守る会の太田副会長に話を聞く。まちの課題整理プロジェクトチームとしての見解は別添のとおり。</p> <p>⇒重複障がいに関する課題の整理に係る有期プロジェクトを立ち上げて、現在上がっている課題から優先的に整理していく ⇒重複障がいに関するプロジェクトチームを設置</p> <p>※児童に関しては、平成30年度より、医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするために、関係者による地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報共有を図ることを目的に、「札幌市医療的ケア児支援検討会」を設置。一部の課題については、この会議でも検討が行われる。事務局は自立支援協議会 子ども部会となっており、相談支援部会、子ども部会、重複障がいに関するプロジェクトチームから委員として参加している。</p>	<p>【東区との意見交換結果】 ・重心の方も（地域生活を？）求めている。社会人としてどう成長していくのか？ということを考えている。 ・障がいの重い人の大人モデルにシンポジストとなってもらい、話をしてもらうことも有効ではないか。地域にたくさんおり、資源として活用して、協議会としても伝えていく。</p> <p>【参考】 ・平成30年度報酬改訂により、福祉型強化短期入所サービス費等を創設。</p> <p>【重複障がいに関するプロジェクトチームについて】 ・令和元年9月に一旦終了。課題の継続的な検討について、その後ワーキングチームを設置し、整理・検討。活動内容を精査・重点化し、改めて重複障がいの者の課題に関するプロジェクトチームの設置についての提案を運営会議（R2年4月・書面会議）、第34回全体会（R2年5月・書面会議）にて行なった。</p> <p>【令和2年度】 ・第34回全体会結果（R2.5.15） 重症心身障がい者の課題に関するプロジェクトチームの発足について、3名の委員から不承認との回答があり、重症心身障がい者の課題に関するプロジェクトチームの発足は委員の総意ではないことから、このプロジェクトチームの発足は一旦保留。今後、運営会議及び重症心身障がい者の課題に関するワーキングチームにて、再度、必要な検討を行うこととする。 ※書面決議書提出者22名。うち、承認19名、不承認3名。</p> <p>・協議会運営会議（R2.6月 書面会議） 運営会議の回答を受けて、令和2年12月10日付けで重複障がいに関するワーキングチームより第35回全体会（令和2年12月）へ報告書提出。</p> <p>・協議会運営会議（R3.3.24 リモート会議） 重複障がいに関するワーキングチームからの報告書を元に、今後について検討。重複障がい者だけではなく、全体的に困り感のある重度障がい児者の課題について検討する場の設置に向ける議論を行なっていくことを検討、第36回全体会へ提案することとなる。</p>	主：身体と知的の重複障害

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
7 (H24) つづき				<p>【令和3年度】 ・第36回全体会結果（令和3年6月） 重症心身障がい児者、重度知的障がい、強度行動障がいのある方達の本人や周囲で困っていることについて、各地域部会および専門部会から課題抽出を行うことについて承認される。各部会から課題を吸い上げたうえで、今後自立支援協議会でプロジェクト等の対応について考えていく。</p> <p>・第37回全体会結果（令和3年12月） 協議会運営会議にて、「重度障がいの方に係る課題」について各専門部会、地域部会への課題抽出依頼を行うことを確認、依頼実施している。抽出された課題について、各部会で解決に向けて取組みが継続出来そうなことは継続、解決が難しい場合は運営会議に報告し、運営会議で解決へ向けての取組みについて検討していくことを確認。</p> <p>※令和4年度以降の「重度障がいの方に関わる課題」については、No. 111へ記載。</p>	

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
111 (R4)	<p>・Aさん 重度訪問介護の支給量の問題。 2020年10月非定型の申請 元々720時間/月→775時間/月を希望した。 2021年5月31日に札幌市から結果の内示があり、720時間/月→690時間/月以下（元々の支給量から約30時間減少）</p> <p>Aさんは、両手両足が全く自分の意思で動かすことができない思い障がいを持っており、計画相談事業所の相談支援専門員が、客観的にみても775時間/月が必要と判断し「個別状況調査票・週刊介護計画書」を作成して札幌市に提出したが、夜間の就寝中の「標準的な介護の実働時間」として、以下の時間を削られた。</p> <p>体位交換（姿勢調整）1回5分 水分補給1回3分 その他、間接的な解除の時間数をすべて組み込めたとしても、約2.5時間となり、計画書で申請したものは2時間の乖離があるとして、結果として希望した775時間から85時間少ない690時間と判断されたため、申請を取り下げた。</p> <p>Aさんと支援者は、札幌市が主張する夜間の就寝中の「標準的な介護の実働時間」の考え方は、実態に全く合わないと感じている。</p> <p>Aさんは、障がいからくる事情で、毎日の就寝時間は、かなり不規則であり、そこでおこる実際の介助もランダムで、常にヘルパーが付いていなくては、生活でないことを相談支援専門員も認めているが、札幌市は判断を変えていない。</p> <p>本人も、支援者も、相談支援専門員も全く納得していないが、元々の支給量より減ることは、絶対に困るので、申請を取り下げて、元々の支給量を維持した。 【豊平区】</p>	<p>札幌市における、重度訪問介護の「非定型申請」に対する、支給量決定の運用に課題がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパーが滞在している時間帯のうち、「標準的な介護の実働時間」を積算することは、適切なのか。 ・重度訪問介護にしかない「見守り」とは、どういうものなのか。 <p>必要な対応の提案</p> <p>障害者総合支援法第1条の2にある基本理念にのつたり、次の①を基に②を行い、②にも役立つ③と④を行なうことを探します。特に③には、豊平区地域部会から数名の協力が可能です。①～④について、地域の取組と並行して、豊平区地域部会での取組も行いたいと考えています。</p> <p>①この課題は全市にまたがるものであり、各区での取り組み事例を収集するためのアンケート調査を行ってほしい。その際は豊平区地域部会も協力します。</p> <p>また、札幌市と以下の項目の統計を共有したい。（非定型支給決定のマイナス面だけでなく、プラス面も共有したい）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各区の申し込み人数 ・各利用者の、元の支給量、希望支給量、結果の支給量について ・各利用者は、結果の支給量に納得しているか、困っていないか。 <p>②「非定型申請」が段階的に施行されて2年が経過したので、支給量が不足して困っていた利用者が、どのように生活が改善されたのかなどを、相談支援専門員、支援事業者、障がい当事者、審査会委員などを交えて振り返りを行い、検証を行ってほしい。その際は豊平区地域部会も協力します。</p>	<p>【課題整理済】 (令和4年9月29日運営会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の良い点、悪い点はもちろんあると思うが、携わっている人が少ないという状況がある。 ・非定型支給決定については、「見守り」と「待機」の考え方についても課題提起されている。 ・命に関わる生活を支えていくことについての研修を札幌市全体として取組み関心を持ってもらえば良いのではないか。 ・提案にある聞き取り調査の内容などについては、精査が必要になるが、具体的な内容について進めていいって良いのではないか。 <p>(令和4年11月17日運営会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「重度の方への支給量が足りない」「ヘルパーが足りない」「重度障がいへの理解不足」という課題が多く聞かれるが、検討する話題を広げすぎると収集がつかなくなってしまう。話題は絞った方がよい。 ・プロジェクトチームのような課題検討する場を立ち上げることについては、運営会議としては賛成。⇒プロジェクトチームを立ち上げるとしても、チームとして何を取り組んでいくかについては、もう少し具体的な整理が必要。 ⇒この課題について、障がい者プランへの提言をどのようにしていくのかも検討が必要。 ・重度障がいの方の検討の場を新たに設置し、また、課題については障がい者プランへの提言も行っていく。 	<p>【令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第38回全体会結果 「重度障がいの方に係る課題」について各専門部会、地域部会への課題抽出については、令和4年9月の運営会議にて一旦、進捗確認することを共有。そのうえで抽出された課題について、各部会で解決に向けて取組みが継続できそうなことや運営会議で解決へむけての取組みを行うことについて検討していくことを確認。 ・第39回全体会結果（令和4年12月8日） 「重度障がいの方に係る課題」について、豊平区と東区の地域部会から課題が提出され、運営会議で課題整理、検討を行った結果。この課題についてプロジェクトチームの設置について進めていくことを運営会議から提案し、承認された。さらに運営会議としては、具体的なプロジェクトの活動内容について検討し、次回（令和5年度）の全体会で提案することを確認した。 ・運営会議結果（令和5年3月16日） No.41の記載と同様。 <p>【令和5年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第40回全体会結果（令和5年6月21日） 重度身体障がい者の地域生活に関するプロジェクトチームについて、活動目的、構成員、スケジュールなど全体的な内容含めて承認された。 ・第41回全体会結果（令和5年12月5日） 重度身体障がい者の地域生活に関するプロジェクトチームの活動報告。地域生活全般に関するアンケートの実施。訪問視察、研修会の企画など今後予定している活動等について報告された。 	

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
111 (R4) つづき	③札幌市の障がい福祉課や各区保健福祉課で支給決定に関わる方と、書面だけではなく、実際の利用者の生活を、相談支援専門員、支援事業者、審査会委員同席のもと、数件の訪問視察を実施してほしい。その際の利用者の選定には、豊平区地域部会からも数名の協力者を推薦いたします。 ④相談支援専門員、各区保健福祉課、障がい福祉課、審査会委員には、重度の障害を持つ方の介護の必要性について、よくわからないという方も多いため、利用者の実生活を知るための研修会を実施してほしい。その際には、豊平区地域部会も協力します。	・まずは非定型支給決定の課題だけに絞らず、広く重度身体障がいの方の地域生活の難しさについて、検討する場の設置を目指すこととする。 ※令和4年12月8日第39回全体会へ重度身体障がいの方の課題を検討する場を設置すること、重度身体障がいの課題と協議会での取り組みについて障がい者プランへの提言を行っていくことについて、提案をする。	【令和6年度】 ・第42回全体会（令和6年6月26日） 重度身体障がい者の地域生活に関するプロジェクトチームにおいて、令和5年度に実施したアンケート調査の結果整理を行っており、課題整理、解決方法について検討をしていくこと、重度身体障がい当事者の生活の視察、研修会へむけての動画作成を行っていることについて報告があった。 ・第43回全体会（令和6年12月4日） 重度身体障がい者の地域生活に関するプロジェクトチームにおいて、令和6年7月松に札幌市障がい福祉課職員による地域で単身生活をしている重度身体障がい者の自宅生活の視察が行われ、そのことに関する意見交換がプロジェクトチーム会議で行われたことが報告された。 ⇒令和6年度末には、「重度訪問介護の非定型による支給決定に係る個別状況調査票等作成の手引き」の一部改訂が行われた。		

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
8 (H24)	相談支援事業所でも障がい種別により相談を断られることがある。(東区8)	●相談員がすべての障がいについての十分な知識・経験を身につけるための環境整備を行う。	<p>【課題整理済】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託相談支援事業の相談体制について、平成25年度、相談支援部会でガイドライン策定を予定している。 ⇒相談支援部会でのガイドライン策定に解決を依頼する。 ◆まちの課題整理プロジェクトチーム事務局調査結果 さいたま市作成「さいたま市障害者相談支援指針」 http://www.city.saitama.jp/www/contents/133802651298/index.html ◆岡本委員がまちづくりサポーター会議にて、サポーターからもらった意見。 <ul style="list-style-type: none"> 自分がやれることも相談室をたよるのはどうか、岡本サポーターが、他のサポーターに意見を聞きました。 相談しても納得できない、どこかで安心できないので何度も同じ相談をしてしまうのではないか。 自立支援協議会相談支援部会でも、相談員が忙しくて十分に話を聞けないこともあります。当事者として聞く部分を手伝えたらと思います。 知的障がいの場合、自分のことを分かっている相談員が安心です。不安になると相談室を使います。札幌の相談室では自分のことを分かっている相談室は場所が遠いので、隣町の相談室を使おうと思っています。 	<p>【東区との意見交換結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定相談にも一般相談が増えてきている。相談支援部会にも指定相談が参加できるようにしてほしい。 指定相談にも委託相談並みでなくとも、一般相談を取つたら報酬が必要。相談件数に応じた担保が必要。 <p>【相談支援部会からの回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> 課題の提出から時間が経つ中で、委託の相談支援事業所で今はこのような課題が起きないことを確認し、平成27年度中に改訂される予定の要綱でも明確に。 <p>【平成30年4月1日事業実施要綱改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者ケアマネジメントについて改めて明記（第5条）。また、地域での適切な引継ぎや（第8条（3））、相談支援事業所の地域責任制（第8条（11））について明記された。 <p>※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組み終了。</p>	主：相談 支援事業

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム） としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
33 (H25)	相談支援事業所の数を増やしてほしい。また各事業所の相談員の数も増員して、もっと相談を行うことができるよう環境にしてほしい。そのため相談支援事業所への補助（委託運営費）などを充実してほしい。（手稻区4）	● 相談支援事業所の充実	【課題整理済】	<p>【相談支援部会の結果】 相談支援部会として、平成27年度からのさっぽろ障がい者プラン一部改訂への提案に盛り込んだ。また、委託相談支援事業改革推進プロジェクトとして検討した。 平成27年度から委託の相談支援事業所に増員等を開始。 ⇒常勤専任職員加算、有資格者加算の開始</p> <p>【令和2年度～4年度】 ・障がい福祉課が各委託相談支援事業所をヒアリング訪問し、相談支援事業所の実情について確認し、札幌市の相談支援体制について検討を行っている。</p> <p>【令和5年度】 ・令和6年3月にさっぽろ障がい者プラン2024が策定された。基本施策5に「自立・相談の支援」が示され、個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備を施策の柱の一つとしている。 https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/</p> <p>※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組み終了。</p>	主：相談支援事業
45 (H26)	札幌市立の幼稚園に通っているお子さん。児童相談所で発達検査をし、児童発達支援を勧められ、区の窓口で申請手続きを行った。そこで、利用計画が必要であることを含め説明を受け、相談支援事業所につながった。（相談14）	利用計画作成が必要となったことそのものがまだ周知されておらず、連携を図る前に、「なぜ相談支援事業所が連絡をしてくるのか」、「利用計画とは何か」、「なぜ利用計画が必要なのか」等について説明し理解を得なければ進められない現状がある。	【課題整理済】 子ども部会へ情報提供	<p>【相談支援部会の結果】 相談支援部会として、平成27年度からのさっぽろ障がい者プラン一部改訂への提案に盛り込んだ。 その後プランに反映。</p> <p>【相談支援部会からの回答】 ・子ども部会との連携の中で今後検討を進めていく。</p> <p>※一定の改善が見られたため、一旦協議会としての取組み終了。</p>	主：相談支援事業

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
47 (H26)	養護者からのネグレクトで卒後支援の学校が区役所に通報した。学校や作業所、相談支援事業所などがもともと関わっていたが、関係機関の参加がないまま対応の検討がなされた。(相談16)	障害者虐待防止法の施行後、札幌市の障がい者虐待対応マニュアルに沿って対応したケースがありました。フロー図では相談や通報、届出を区保健福祉部が受けた後、初動体制検討や調査などを経て「個別ケース会議」が開かれることになっていますが、このケース関わりのあった相談支援事業所をはじめ関係機関は参加しないで検討され援助方針が決まってしまいました。 関係機関が参加できるのはどのような場合で、誰が判断するのかを知りたいです。	【課題整理済】	<p>【相談支援部会の結果】 相談支援部会として、平成27年度からのさっぽろ障がい者プラン一部改訂への提案に盛り込んだ。 その後プランに反映。 平成28年3月に、障がい者虐待防止ネットワークが設置。</p> <p>【相談支援部会からの回答】 ・障がい福祉課で検討</p> <p>【参考】 - 平成30年6月に「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応 の手引き」及び「障害者福祉施設等における虐待の防止と対応手引き」一部改訂について厚生労働省より通知 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-12200000-Shakaiengokuyoushousaihokenfukushibu/0000211205.pdf - 令和元年9月9日に札幌市委託相談支援事業所と札幌市各区保健福祉課職員を対象とし、合同で虐待防止研修が開催された。</p> <p>【令和2年度】 ・札幌市要保護児童対策地域協議会より各地域部会へ会議への出席を求める動きがあった。</p> <p>【令和5年度】 令和5年11月に札幌市の障がい者虐待対応マニュアルが改訂された。</p> <p>※一定の改善がみられたため、一旦協議会としての取組み終了。</p>	主：相談支援事業

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
49 (H26)	高等養護学校を来春卒業する生徒の保護者より、学校で卒後障がい福祉サービスを利用する生徒については、計画相談支援が必要なため相談室へ相談するようアナウンスがなされ、事前の相談予約が入った。この相談を受けることで、保護者からの集中的な相談が懸念される。また単独のサービス利用者に対して、一つひとつプランニングしていくことは、相談室の体制上、現状では困難であり、複数サービス利用者の複雑なケースに対して相談支援が行き届かなくなる可能性が示唆される。一方で、保護者の気持ちに寄り添い、相談を受けられる所は確保しなければならない。(相談18)	高等養護学校を卒業する生徒が、卒後就職できない場合、卒後の進路として障害福祉サービスによる日中活動を利用するとなると、計画相談支援を利用する必要が出てくる。そのため、卒後の計画相談支援の利用について事前に相談が保護者から集中する。学校や障害福祉サービス事業所の所在地、居住地にある相談室へ相談が集中してしまう。一度保護者の相談を受けてしまうと、保護者の口コミで利用できる相談室の情報が拡がってしまう懸念があり、相談室で受け入れに躊躇している。	【課題整理済】	<p>【相談支援部会の結果】 相談支援部会として、平成27年度からのさっぽろ障がい者プラン一部改訂への提案に盛り込んだ。 その後プランに反映。</p> <p>※上記とは別に、障がい福祉課において、高等養護学校と指定特定相談支援事業所の情報交換会を開催している。</p> <p>【相談支援部会からの回答】 ・委託の相談支援事業所は自区の相談を受ける事を確認したことで解消。</p> <p>※一定の改善が見られたため、一旦協議会としての取組み終了。</p>	主：相談支援事業
53 (H26)	計画相談を契約しても支給決定になったことが相談室にはわからない。支給決定がおり、サービス受給者証が本人に送られても、相談室には連絡が来ないまま、サービスの利用が開始されていた。計画相談が案で止まってしまう。支給決定がおり、サービス受給者証が本人に送られたら、相談室にも連絡が来るシステムがあれば安心。(東区25)	介護給付費等が決定になったことが相談支援事業所にも分かるようなシステムを考える。	【課題整理済】	<p>【相談支援部会の結果】 相談支援部会として、平成27年度からのさっぽろ障がい者プラン一部改訂への提案に盛り込んだ。</p> <p>※上記とは別に、障がい福祉課の計画相談支援担当に情報提供済み</p> <p>【相談支援部会からの回答】 ・相談支援事業所に区役所から支給決定の連絡を入れるように市から区へ打診。 ⇒個別ケースによっては、送付先設定で相談支援事業所に送ることも可能。 (2015/9/1相談支援部会計画相談・地域相談懇談会)</p> <p>※一定の改善が見られたため、一旦協議会としての取組み終了。</p>	主：相談支援事業

No. (年 度)	事例、問題提起、困りごと	課題	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）としての見解	結果	カテゴリ
例	誰が何を困っているのか? ○○が○○ ○○という事例	○○という課題がある ○○が必要	誰が 何を いつ どのように	運営会議（旧まちの課題整理プロジェクトチーム）の見解を受けた結果、○○部会による結果や協議会での議論の結果などを記載し、全体で共有する。	
101 (H29)	他市町村では「計画案に沿った時間数」が認められていたが、札幌市では「支給審査基準」に基づいた支給量の時間数しか認められなかった。 具体的には、他町から転入してきた支援区分4の方でサービス等利用計画案に関わらず、「身体介護80時間→35時間」、「家事援助10時間→35時間」と変更になり、從来入っていたサービスが時間数の縛りを受け、入浴の回数を減らず、浴槽に浸かる時間を短くするなどのサービスの見直しをかけることとなつた。【東区】	サービス支給決定にあたって、サービス等利用計画案が十分に反映される仕組みになっていない。利用者の事情に応じ、サービス等利用計画案を考慮した個別性、柔軟性のある支給決定が認められるようにしてほしい。 また、適切なサービス等利用計画案が作成できるようにするため、相談支援事業所による計画相談を拡充する必要がある。 【東区地域部会の意見】 利用者の個別ニーズに対応するためには、相談支援事業所、行政双方の専門性の向上が求められる。サービス等利用計画案に係る検証については、障害支援区分等認定審査会の活用等も検討する必要がある。	【課題整理済】 ・支給審査基準はどこの市町村にもあるが、札幌市の場合はその基準を超える場合の決定協議する場がないので、そのような協議をする場が必要。 ・相談支援部会としても、計画相談の推進について考えることになっているので、相談部会でも検討していく。 ・少なく必要だと言っても、基準通りの時間で決定される実態がある。 ※相談支援部会で検討	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての障がい福祉サービスの支給決定量の件ではないが、平成30年度より札幌市にて重度障がい者に必要な在宅介護のあり方検討会が設置され、重度訪問介護の個別的な支給決定についても論点ひとつとなっている。 ・平成31年3月に「重度障がい者に必要な在宅介護のあり方に関する意見書」が札幌市へ提出された。詳しい内容は以下参照。 https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zaitakukaiゴノアリカタ.html ・令和2年10月より、重度訪問介護において、特に長時間の在宅介護を必要とする方に、あらかじめ定めた審査基準とは別に、障がいや生活状況等の事情を勘案し、個々の事情に応じて支給量を決定する「非定型」による支給決定を導入することになった。 <p>【令和5年度以降】 No. 7およびNo. 111の記載と同様</p>	主：相談支援